

令和 7 年 5 月 1 6 日

養豚農家 各位
養鶏農家 各位

豚熱、鳥インフルエンザに係る家畜防疫緊急対策事業 補助金のお知らせ

市内の養豚農家から令和 7 年 1 月、2 月、4 月、5 月と連続して豚熱が発生し、また全国的に養鶏場への高病原性鳥インフルエンザが発生しています。

これらに対応して、前橋市の防疫体制の強化を図り、家畜伝染病の発生を防ぐため、下記の事業を実施します。

(前橋市役所農政課畜産係)

記

【令和 7 年度前橋市豚熱（CSF）等家畜防疫緊急対策事業】

1 補助対象

養豚農家、養鶏農家が前橋市内にある飼養施設の防疫のため実施した、野生動物や野鳥の侵入防止等の防疫対策に係る経費を対象とします。

【対象経費の例】

- ・野生の小動物等の農場、畜舎への侵入防止のため、柵を目の細かいもの、野生動物が乗り越えられない高い柵、で覆う等の柵を改修をするための経費。
- ・既設の柵に、目の細かい網（金網）等を貼る、柵の下部をトタン板で覆う等の柵の改善にかかる経費。
- ・野生動物侵入防止のための電気柵の設置等にかかる経費。
- ・倒れてきている柵を支え直すための経費、施設に開いた穴を防ぐ等の、既設の施設の補修・修繕に係る経費。
- ・畜舎等に防鳥ネット、金網等を広く施設を覆うように敷設するための経費。
- ・畜舎にカラス等の野鳥を近づけないための対策に係る経費。
- ・野生動物が農場に侵入しているか観察・確認するための、カメラ等の機材の購入費用。
- ・20 万円以上の動力噴霧器。
- ・養豚農家の離乳豚舎、分娩舎等の入口において、畜舎へ病原体をもちこまないように着替えをし、長靴を履き替え、消毒をする為の施設（前室）を整備するための経費。（補助の詳細については畜産係までお問い合わせください）

2 補助金額

1 農家あたりの**上限額は 1, 000, 000 円**です。消費税額は対象外とします。

1, 000, 000 円までは自己負担はありません。ぜひご活用ください。

3 対象期間

令和7年4月1日から令和7年11月28日までに防疫対策を実施したもの。

※豚熱については、すぐに対策を行っていただくことが望ましいです。なお、豚熱、鳥インフル発生農家については令和8年3月31日までに実施したものを対象とします。

具体的な防疫対策のアドバイスや、防疫対策についてのご相談は、
群馬県中部農業事務所 家畜保健衛生課（電話027-288-0371）にて
相談を受けることができます。

4 申請書提出締め切り日

令和7年12月26日（金） 農政課畜産係、JA前橋市畜産部 必着

5 申請手続

(1) 申請方法

補助金の交付を受けようとする場合は、次の書類により申請してください。

補助金の申請と交付は1農家で1回のみですので、全ての防疫対策実施後に申請してください。

- 1 交付申請書兼実績報告書兼誓約書（様式第1号）
- 2 収支決算書（様式第2号）
- 3 契約書の写し（工事請負契約の場合のみ）
- 4 引渡書又は納品書の写し
- 5 領収書等の写し又は支払い等が確認できる書類のコピー
（金額の部分を鉛筆で囲んでください）
- 6 設置した施設、機材等の写真を添付（現場の実施前、実施後の写真）してください。
- 7 補助金交付請求書（様式第4号）（通帳のコピーも添付してください）

※なお、石灰やロンテクト等の消毒薬剤、単価の低い長靴等の消耗品の防疫資材の購入は令和7年2月に通知しました上限20万円の「令和6年度前橋市豚熱等に係る防疫資材購入支援事業（対象期間：令和7年2月1日～令和7年7月31日。申請締め切り：令和7年8月29日）」の補助制度を利用してください。

(2) 申請書類の提出先

前橋市役所農政課かJA前橋市畜産部へ持参又は郵送により提出。

郵送先：〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1 前橋市役所農政課畜産係宛

申請に係る様式は市ホームページからもワード型式で入手できます。

【組織から探す→農政部→農政課→申請書ダウンロード→令和7年度前橋市豚熱(CSF)等家畜防疫緊急対策事業補助金について】

お問い合わせ先
前橋市役所農政課畜産係
電話：027-898-6705
FAX：027-223-8527
担当：加藤、天田